

生活保護基準引き下げ違憲訴訟

原告
勝訴

大阪地裁で「画期的」判決



「裁量権の逸脱や濫用があり
生活保護法に違反し違法」

生活保護法に違反し違法

国の生活保護基準引き下げの取消しを求める訴訟が、富山をはじめ全国29の都道府県で取り組まれています。

2月22日、大阪地裁において全国2例目となる判決が言い渡されました。その内容は、国の判断や手続きが誤りであることを認め、保護費の減額処分の取消しを命じた画期的な原告勝訴判決でした。

朝日訴訟以来60年ぶりの歴史的快挙

判決では、引き下げの理由とされた物価下落について、国が独自の「生活扶助相当CPI」という物価指数を用いたことで、実際よりも著しく大きい下落率となったことを認めました。これは全国の訴訟で争点とされている、この違憲訴訟の根幹部分です。

今回の大阪地裁判決は、全国各地の原告・



弁護士が一丸となって闘った成果です。ぜひこの成果を富山はじめ全国各地に広げなければなりません。

富山訴訟も
いよいよ佳境へ

富山市の原告5人が国と市に減額処分取消しを求めている「富山訴訟」は今年17日に19回目の口頭弁論が行われます。

大阪地裁の画期的判決は、全国の原告と弁護団の熱心な活動と、多くの市民の支援によってもたらされたものです。富山訴訟においても国の誤りを認めさせ、原告勝訴を勝ち取るために、傍聴参加や裁判活動への支援を引き続きお願いいたします。

3月17日(水)
於：富山地裁

富山訴訟 第19回 口頭弁論

皆さんの傍聴参加をお待ちしています!

口頭弁論

13:30~14:00 富山地裁 3F 第一号法廷

報告集会

14:15 (予定) ~ 県弁護士会館 3F 会議室

感染防止対策の観点から傍聴人数が制限されています。これまでの人数程度であれば傍聴参加は問題なく可能と思われませんが、傍聴希望の方は必ず事前連絡をお願いします。(TEL: 076-442-8000 メール: tym_sugita@doc-net.or.jp) 参加にあたってはマスク着用、事前の検温などのご対応をお願いします。



反-貧困ネットワークとやま ニュース No. 33
2021/3/8 発行：ネット事務局 mail:tym_sugita@doc-net.or.jp

